

「医療と介護の協議の場」の設置等について

平成29年7月13日

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課

1 医療と介護の協議の場の設置について

- ◎ 厚生労働省は、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置することを求めている。平成29年3月17日付事務連絡では、協議の場について、二次医療圏単位で設置することを原則とし、都道府県や市町村、地域医師会等の有識者を交えることとされている。
- ◎ また、医療計画の見直しにあたっては、特に在宅医療において、実効的な整備目標の設定のために、協議の場において、介護保険事業計画の整備目標と整合的な目標を検討することとされている。
- ◎ 本県においては、平成25年度から各保健所ごとに「在宅医療連携体制検討地域会議（以下、「地域会議」という）」を設置し、地域関係者が連携し在宅医療を推進している。構成メンバーや会議目的等が国の求める趣旨にも沿うものと考えられることから、同会議を「協議の場」として活用する。
- ◎ なお、熊本県在宅医療連携体制検討協議会（全県版）において、地域会議で協議された内容の総括を行う。

2 在宅医療連携体制検討地域会議について

- ◎ 「在宅医療連携体制検討地域会議（以下、「地域会議」という）」を「協議の場」として活用する理由は以下のとおり。

（理由）

- ・国の求める関係者（県、市町村、地域医師会等）を包含する会議体であること。
- ・在宅医療等の整備目標といった数値に関する議論だけでなく、在宅医療に係る体制、施策、事務事業は一体的に議論することが重要と考えられ、そのためには多様な職種・関係者で構成される地域会議が有効な場と考えられること。

【参考】「在宅医療連携体制検討地域会議」実施要項（抜粋）

◎ 構成メンバー

多職種団体の地域支部代表者等を中心に、地域の実情に合わせて構成メンバーを選定する。

＜参考＞医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション連絡協議会、栄養士会、歯科衛生士会、医療ソーシャルワーカー協会、介護支援専門員協会、老人保健施設協会、宅老所グループホーム連絡会、市町村保健師協議会、地域包括支援センター、急性期病院地域連携担当者、市町村担当者、住民代表（民生委員、自治会長等）

3 厚生労働省通知

- ◎ 「医療計画について（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知）」及び「平成 29 年 3 月 17 日厚生労働省医政局地域医療計画課他事務連絡」において提示した内容に沿って、協議の場の設置に係る準備・検討を進める旨通知。

（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局長通知「医療計画について」抜粋）

6 医療計画の作成手順等について

- (7) 医療計画、都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、医療介護総合確保方針第 2 の二の 1 に規定する協議の場を設置すること。

（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「在宅医療の体制構築に係る指針」抜粋）

第 3 構築の具体的な手順

5 数値目標

特に、将来の在宅医療に係る医療需要に対する目標について、介護保険事業（支援）計画等と整合性をもって設定し、その考え方を記載していくことが重要であり、介護保険事業（支援）計画との整合性の確保のために設置する都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を活用し、検討を行うこと。

（平成 29 年 3 月 17 日厚生労働省医政局地域医療計画課他事務連絡「医療・介護の体制整備に係る協議の場について」抜粋）

【地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針 抜粋】

第 2 二 都道府県計画、医療計画及び都道府県介護保険事業計画の整合性の確保等

1 計画の一体的な作成体制の整備

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、関係者による協議の場を設置し、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。

2 計画の作成区域の整合性の確保

医療・介護サービスの一体的な整備を行う観点から、医療計画で定める二次医療圏（一体の区域として入院に係る医療を提供する体制の確保を図る地理的な単位として区分する区域をいう。以下同じ。）と、都道府県介護保険事業支援計画で定める老人福祉圏域（介護給付等対象サービス（介護保険法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域をいう。以下同じ。）を、可能な限り一致させるよう、平成 30 年度からの計画期間に向けて、努める必要がある。（後略）

【医療・介護の体制整備に係る協議の場について】

- 協議の場については、上記の審議会等で議論する前段階として、都道府県や市町村の医療・介護担当者が参集し、地域医師会等の有識者を交えて、計画を策定する上で必要な整合性に関する協議を行う場とする。
※それぞれの計画の最終的な議論は、医療審議会や作業部会、介護保険事業（支援）計画作成委員会等において、それぞれ行う。
- 協議の場は、二次医療圏単位で設置することを原則とする。ただし、二次医療圏と老人福祉圏域が一致していない場合等、二次医療圏単位での開催が適当でない場合には、都道府県が適当と認める区域も可能とする。
また、地域医療構想調整会議の枠組を活用し、同会議の下に関係者によるワーキンググループ形式で設置する等、柔軟な運用を可能とする。

4 在宅医療連携体制検討地域会議実施要項

「在宅医療連携体制検討地域会議」実施要項（抜粋）

- ◎ 目的
第 6 次保健医療計画では県民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、訪問診療や訪問看護などの在宅医療を県内全域で利用できる体制の整備を進めていくこととしている。
しかしながら、地域毎に医療資源や在宅医療を推進する上での課題は大きく異なることから、地域（保健医療圏）毎に、医療、介護、福祉、行政、地域住民など在宅医療に関わる全ての関係者が参画する「在宅医療連携体制地域検討会議」を設置し、地域の実情に応じた在宅医療連携体制を構築する。
- ◎ 実施主体
各保健所
- ◎ 事業内容
上記の目的を達成するために、保健・医療・福祉等の関係者で構成する会議を開催し、下記のとおり実施する。
 - (1) 在宅医療を担う医療・福祉資源の把握、分析
 - (2) 在宅医療を推進する上での課題の抽出、解決策の検討
 - (3) 具体的な連携方策の検討（連携のルールづくり等）
 - (4) 在宅医療圏の検討
 - (5) 介護保険における在宅医療・介護連携推進事業の市町村実施に向けた検討等
 - (6) その他、在宅医療連携体制の推進に必要な事業の実施